

ドイツ会計制度改革の本質的特徴

—IFRS 導入との関連において—

潮崎 智美

広島市立大学

要 旨

本稿の目的は、政府、会計基準設定主体、企業といった利害関係者との関係性において、国際財務報告基準（IFRS）の導入に関するドイツの会計制度改革を検討し、その本質的特徴を明らかにすることである。1990年代後半以降のドイツ会計制度改革のなかで、政府、会計基準設定主体、企業は、独自の戦略をもちながらIFRS導入に対して積極的または消極的対応を行ってきた。ドイツ大企業がグローバル・プレイヤーとしてグローバルな基準を必要とし、IFRSを早期適用したために、ドイツ政府も他国に比して早い段階でIFRS導入を決定した。それ以後、ドイツ政府は、首尾一貫して会計制度における分配可能利益計算および課税所得計算の機能を維持しつつ、情報提供機能を持つ基準としてIFRSを導入している。しかしながら、そのなかで、ドイツ会計の伝統的特徴と密接な関連をもつ会計領域、例えば、収益認識、負債と資本の区分、概念フレームワーク、中小企業において、コンフリクトが生じている。これらのコンフリクト解消のために、ドイツ政府は継続的に商法典（HGB）とIFRSの相違を減少させるための会計制度改革を行っており、また、会計基準設定主体であるドイツ会計基準委員会（DRSC）はドイツの立場を国際的に反映させるためにとりわけEUレベルで重要な役割を果たそうと試みている。さらに、ドイツ企業は、ポジション・ペーパーの公表などを通じて見解を表明し、意見発信を行っている。本稿で取り上げたドイツの事例は、IFRS導入を検討する日本のような国々にとって多くのインプリケーションを含むものである。

1. はじめに

本稿の目的は、国際財務報告基準(IFRS)導入に関して行われた一連のドイツ会計制度改革を利害関係者との関係性において分析することにより、ドイツにおける会計制度改革の本質的特徴を明らかにすることである。この分析に際しては、先般IFRS導入の検討を始めた日本へのインプリケーションを導出するために、日本において現在議論となっている次の制度設計上の論点に焦点を当てて、ドイツのIFRS導入方法を検討する。

1. シングル・スタンダードかダブル・スタンダードか。
2. IFRS導入の適用対象財務諸表をどう定めるか。
3. 適用対象企業をどう定めるか。
4. IFRS適用への強制力をどのように付与するか。

さらに、これらの検討を通じて、IFRS導入の際にドイツの会計制度または利害関係者に生じたコンフリクトについても言及していく。

また、本稿では、各国のIFRS導入に関わる利害関係者として、政府、会計基準設定主体、作成者(企業)¹⁾という3つのアクターを想定したうえで、各アクターの下位には様々なサブ・アクターが存在し、各アクター間は相互作用してネットワークを形成している²⁾と考える。これに従えば、ドイツにおける会計基準設定に関するアクターとして、政府(連邦政府、連邦法務省:BMJ、連邦財務省:BMF、連邦金融監督庁:BaFin)、会計基準設定主体(ドイツ会計基準委員会:DRSC)、作成者(ドイツ産業連盟:BDI、

ドイツ商工会議所:DIHK、ドイツ連邦銀行連合:Bankenverband、企業)などが挙げられるだろう。以下の節では、政府、会計基準設定主体、企業といったアクター別に、IFRS導入に関する対応を検討していく。

なお、本稿では、国際会計基準委員会(IASC)の作成した国際会計基準(IAS)、国際会計基準審議会(IASB)の作成したIFRSおよびそれらの解釈指針を含めた広義の概念として「IFRS」を使用する。ただし、IASCの時代に作成された会計基準および解釈指針のみを意図する場合には、同様に広義の概念として「IAS」を用いる。

2. 政府の対応

1993年のDaimler-Benz社のニューヨーク証券取引所(NYSE)上場以降のドイツ企業の性急な動きに対応して、ドイツ政府は、他の欧州連合(EU)加盟国に比してかなり早い段階でIFRS導入に対する制度的対応を開始した。企業活動の国際化、政府による資本市場の活性化政策、さらには国内外の企業不祥事を背景として、1998年以降段階的に、図表1に示したような法律を通じてIFRS導入が行われてきたのである。²⁾

会計制度改革が進行するにつれて、IFRS導入の対象企業は次第に拡大してきた。連結財務諸表へのIFRS採用を任意選択できる企業の範囲は、1998年にはまず取引所上場親会社とされたが、2000年以降は上場親会社および上場子会社を持つ親会社(社債発行会社や上場申請会社を含む)³⁾へ、2003年以降は全企業へと拡大された。また、EUのIAS適用規則(1606/2002)に従い、2005年以降上場会社および上場申請会社(以下、資本市場指向企業という)に対しては連結財務

図表 1 IFRS 導入に関わる会計制度改革

公布	施行	法律名称
1998/04/27	1998/04/23	統制透明性法 (KonTraG)
1998/04/20	1998/12/31	資本調達容易化法 (KapAEG)
2000/02/24	2000/02/24	資本会社指令法 (KapCoRiLiG)
2002/07/19	2003/01/01	透明性公開法 (TransPuG)
2004/12/04	2004/12/04	会計法改革法 (BilReG)
2004/12/15	2004/12/15	会計統制法 (BilKoG)
2008/05/21	政府草案	会計法現代化法 (BilMoG)

出所：筆者作成。

図表 2 IAS 適用規則のドイツ国内法化

	資本市場指向企業		非資本市場指向企業
	上場会社	上場申請会社	
連結財務諸表	2005年1月1日以降IFRS準拠 (HGB 第315 a 条) 例外： 社債発行会社または米国市場上場に伴うUS-GAAP採用会社に対しては2007年1月1日以降IFRS準拠 (EGHGB 第57条)	2005年1月1日以降IFRS準拠 (HGB 第315 a 条第2項)	2003年1月1日以降HGBまたはIFRS準拠 (HGB 第315 a 条第3項)
個別財務諸表	HGB準拠の個別財務諸表の作成義務および商業登記所または連邦官報での公告義務 大規模資本会社に対しては2005年1月1日以降連邦官報におけるIFRS準拠の財務諸表の公告可 (HGB 第325条第2 a 項)		

出所：IDW [2005], S. 8 に一部加筆した。

諸表へのIFRS採用が義務化されたが、2005年には例外措置とされた社債発行会社および米国において一般に認められた会計原則 (US-GAAP) 採用会社についても2007年以降はIFRSが義務付けられることになった。次に、IFRS導入の対象財務諸表については、1998年には連結財務諸表のみとされていたが、2005年以降は連邦公報 (Bundesanzeiger) において公告される個別財務諸表に対しても認められるようになった。さらに、連結財務諸表における準拠基準としては、1998年にはドイツ商法典 (HGB)、IFRS、US-GAAPの間での選択が認められたが、2007年以降は資本市場指向企業に対してはIFRSへと一本化され、それ以外の

企業に対してはHGBまたはIFRSの選択とされた。一方の個別財務諸表での準拠基準は、2005年以降大規模資本会社の公告についてはIFRSが認められたものの、作成に関しては一貫してHGBへの準拠義務がある。

図表2には、現在のドイツ会計制度におけるIFRS導入状況を、対象企業および対象財務諸表によって区分して示している。

このように、ドイツでは、現在HGBとIFRSという2つの基準が認められるダブル・スタンダードの状況となっている。ここにおいて、HGBとIFRSの適用区分は、財務諸表の機能別に行われている。ドイツにおいては、個別財務諸表が分配可能利益算定、課税所得計算および情報提供といった機能を

有するのに対して連結財務諸表は情報提供機能を有するのみであり、またIFRS準拠の個別財務諸表は情報提供目的に資するのみであると一般に考えられているためである。

現在、ドイツの会計制度改革は、さらなる展開を見せようとしている。それは、会計法現代化法 (BilMoG) を通じて、20年ぶりのHGB大改正が予定されているためである。BilMoGでは、HGBにおいて複数認められてきた計上、評価、表示の選択権を減少させているほか、逆基準性の原則の廃止も提案されている⁵⁾。つまり、ドイツ会計制度改革は、分配可能利益計算、課税所得計算の基礎としてのHGBを維持したまま、HGBの個別財務諸表に関する規定をIFRSに接近させ、分配可能利益計算のための基準としてのHGBと情報提供のための基準としてのIFRSの間の相違を縮小する方向へと向かっている⁶⁾のである。しかしながら、税法、中小企業、公正価値などの問題を理由としてBilMoGの公布・施行は遅れており (FDP-Fraktion [2008]⁷⁾)、HGBの抜本的改正には問題もある。

3. 会計基準設定主体の対応

1998年HGB改正により制定された第342条第1項のもとに、1998年5月、私的会計基準設定機関であるDRSCが設立された⁸⁾。DRSCは、①連結会計に関する会計基準を作成し、②会計規定に関する立法行為に際してBMJに助言を与え、③国際的な会計基準設定機関においてドイツを代表するといった権限を有する (HGB第342条第2項)。この権限のもとに、DRSCの内部機関であるドイツ会計基準審議会 (DSR) がドイツ会計基準 (DRS) を作成する。ここにおいて、

DRSは直接的に正規の簿記の諸原則 (GoB) とみなされる訳ではない。BMJが公告して勧告された場合にのみGoBとしての地位を得たと推察され、制度的効力を有するのである。

このように、ドイツにおいては、会計基準設定主体およびその会計基準に対して政府から二重の正統性の付与 (法的裏づけ) が与えられており、これがドイツの会計基準設定の特徴となっている⁹⁾。ただし、ここにおいてDRSへの正統性が、連結財務諸表に関する基準の作成に限定されており、基準設定のレベルでは連単分離が目論まれていることに留意する必要がある。DRSは、1998年の設立から2008年までに、26のDRSと3のドイツ会計変更基準 (DRÄS) を公表し、それらは連邦公報を通じて公告された (図表3)。しかしながら、後述するように、BMJによって公告されていない公開草案がある。

2002年EUのIAS適用規則により上場会社に対してIFRS準拠の連結財務諸表の作成が強制されること、HGBのもとでIFRS準拠の連結財務諸表の作成や公告が認められる会社の範囲が拡大したことを背景として、2003年3月、DRSCの体制が再編された (DRSC [2003]¹⁰⁾)。DRSCの新たな任務は、ドイツ経済に利益をもたらすため、国際的な基準化作業を強化し、IASBおよび外国機関と積極的に共同作業を行うこと、そして国際的に模範となる会計基準 (例えばDRS5「リスク報告」) を開発することである¹¹⁾。つまり、DRSCは、重視される任務を変更し、国内基準の作成よりもむしろ国際的な基準設定に積極的に関与するようその戦略を変更したのである。

この影響は、まず、2003年以降のDRSの減少 (図表3)、そしてDRSCによる外国機

図表3 ドイツ会計基準およびドイツ会計変更基準

会計基準	基準名	公表日	公告日
DRS 1	HGB 第 292 a 条に基づく免責連結財務諸表	2000/07/21	2000/07/22
DRS 1a	HGB 第 292 a 条に基づく免責連結財務諸表—US-GAAP 準 拠財務諸表：のれんおよびその他の無形固定資産	2002/04/05	2002/04/06
DRS 2	キャッシュ・フロー計算書	2000/05/31	2000/05/31
DRS 2-10	金融機関のキャッシュ・フロー計算書	2000/05/31	2000/05/31
DRS 2-20	保険会社のキャッシュ・フロー計算書	2000/05/31	2000/05/31
DRS 3	セグメント別報告	2000/05/31	2000/05/31
DRS 3-10	金融機関のセグメント別報告	2000/05/31	2000/05/31
DRS 3-20	保険会社のセグメント別報告	2005/05/31	2000/05/31
DRS 4	連結財務諸表における企業取得	2000/12/31	2000/12/30
DRS 5	リスク報告	2000/05/28	2001/05/29
DRS 5-10	金融機関および金融サービス機関のリスク報告	2000/05/29	2000/12/30
DRS 5-20	保険会社のリスク報告	2001/05/29	2001/05/29
DRS 6	中間財務報告	2001/02/13	2001/02/13
DRS 7	連結持分および連結利益	2001/04/26	2001/04/26
DRS 8	連結財務諸表における関連会社に対する投資の会計処理	2001/05/29	2001/05/29
DRS 9	連結財務諸表におけるジョイント・ベンチャーに対する投資 の会計処理	2001/12/11	2001/12/11
DRS 10	連結財務諸表における繰延税金会計	2002/04/09	2002/04/09
DRS 11	独立第三者との関係に関する説明	2002/04/10	2002/04/10
DRS 12	無形固定資産	2002/10/22	2002/10/22
DRS 13	継続性の原則および誤謬の報告	2002/10/23	2002/10/23
DRS 14	外貨換算	2004/06/03	2004/06/04
DRS 15	状況報告書	2005/02/26	2005/02/26
DRS 15a	連結状況報告書における買収法上の説明および注記	2007/12/07	2008/06/05
DRS 16	中間財務報告	2008/05/05	2008/07/24
DRS 17	機関構成員の補償に関する報告	2007/12/07	2008/06/05
DRÄS 1	ドイツ会計変更基準	2004/07/01	2004/07/02
DRÄS 2	DRS1 および DRS1a の廃止	2005/02/14	2005/02/15
DRÄS 3	DRS2 から DRS14 までの変更	2005/08/31	2005/08/31
E-DRS 10	連結財務諸表の作成および連結範囲	2001/07/23	
E-DRS 11	ストックオプション・プランおよびそれに類する報酬形態の 会計	2001/07/21	
E-DRS 16	連結財務諸表の作成および連結範囲	2001/05/23	
E-DRS 17	収益	2002/05/13	
Framework	正規の会計の諸原則（概念フレームワーク）	2002/12/13	
E-DRS 19	連結財務諸表における年金およびそれに類する義務	2003/05/13	

出所：DRSC [2008 b] より筆者作成。

関宛のコメント・レターの増加に見て取れる（図表4）。とりわけ、図表4においてIASBおよび欧州財務報告アドバイザリー・グループ（EFRAG）宛のコメント・レターが増加していることが注目される。ただし、ここにおいて、EFRAG宛のコメント・レター30

通のうち26通がIFRSに関するものであり、DRSCがIASBに直接的にも間接的にも影響を及ぼそうとしていることが分かる。DRSCは、そのほか、米国財務会計基準審議会（FASB）、米国証券取引委員会（SEC）、フランス国家会計審議会（CNC）

図表4 DRSCによるコメントレター

宛先/年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
BMJ/BMF			1	2		2	4	1	2	12
IASB	1		2	4	9	9	8	9	1	43
IFRIC				1	7	8	5	2	2	25
EFRAG					1	3	10	15	1	30
EU	1				1			2		4
CESR			1							1
FEE				1						1
FASB						1		1		2
SEC								1		1
CNC							1			1
計	2	0	4	8	18	23	28	31	6	120

出所：DRSC [2008 a] より筆者作成。

といった外国機関宛にもコメント・レターを送付している。FASB宛には保険契約および負債と資本の区分に関して、CNC宛には概念フレームワークに関してコメント・レターを送付しており、これらのテーマに関するDRSCの関心の高さを窺い知ることができ¹²⁾る。

また、DRSCの国際的作業への積極的関与は、DRSC内に設置されたワーキング・グループ(WG)を見ることから分かる。2007年末時点で設置されているWGは、企業結合(フェーズII)、ジョイント・ベンチャー、財務諸表の表示、収益認識、概念フレームワーク、保険契約、金融商品、中小企業、公正価値測定ガイダンス、退職後給付、負債と資本、法人税、リース、負債である(DRSC [2008a], S. 22-42)。WGで取り上げられているテーマは、IASBおよびFASBで取り上げられているテーマであると同時に、ドイツで関心の高いテーマでもあるといえよう。とりわけ、収益認識および負債と資本の区分はDRSCとEFRAGとのジョイント・プロジェクトとなっており、ドイ

ツから4名のメンバーを送り出してEUにおける会計基準設定を牽引しようとしている点が注目される(図表5)。また、概念フレームワークについてはDRSC、欧州財務アナリスト協会連合会(EFFAS)、Humboldt大学が提携してGassen/Schwedler [2008]を、中小企業についてはDRSCがBDI、PricewaterhouseCoopers(PWC)と提携してDRSC [2008 c]を公表するなど、会計基準設定主体、財務情報の作成者、財務情報の利用者、監査人、学者といった様々な利害関係者が広くこれらのテーマについて関心を寄せ、相互連携して意見発信する体制が形成されている。

しかし、DRSCに残された課題もある。DRSCによって公開草案が公表されたものの、利害関係者間の合意が得られず連邦公報で公告されるにいたらなかったため、効力を有していない基準があるという点である(図表3下部)。

この典型的な例として、2002年12月に公表された「正規の会計の諸原則—概念フレームワーク」(DRSC [2002])が挙げられる。

図表5 DRSC = EFRAG のプロジェクト・メンバー

収益認識	負債と資本の区分
Dominique Bonsergent (フランス：作成者)	Andreas Barckow (ドイツ：基準設定主体) WG 議長
Sven Hayn (ドイツ：監査人)	Helga Kampmann (ドイツ：学者)
Sonja Kierzek (ドイツ：学者)	Liesel Knorr (ドイツ：基準設定主体：EFRAG TEG メンバー)
Mareike Kühne (ドイツ：基準設定主体)	Martin Schmidt (ドイツ：基準設定主体)
Jens Wüstemann (ドイツ：学者)	Marie-Pierre Calmel (フランス：基準設定主体)
Jérôme Chevy (フランス：基準設定主体)	Beatriz González (スペイン：基準設定主体)
Stig Enevoldsen (デンマーク：EFRAG TEG 議長)	Simon Peerless (イギリス：基準設定主体)
Sigvard Heurlin (スウェーデン：EFRAG シニア・プロジェクト・マネージャー)	Antoni Reczek (ポーランド：監査人)
Andrew Lennard (イギリス：基準設定主体：年金 WG 議長：収益認識 WG メンバー)	Elisabetta Stegher (イタリア：作成者)
Martin Noordzij (オランダ：作成者)	

出所：EFRAG [2009] および DRSC and EFRAG [2007] [2008] より筆者作成。

公開草案公表後の約1年間に15通のコメント・レターが提出されたが、その内容に対して激しい批判を受けた。ここにおける論点は、① DRSC に委譲された会計基準設定権限からの逸脱ではないか、②すべての企業ならびに連結および個別財務諸表をも正規の会計の諸原則 (GoR) の適用対象とすることができるのか、③意思決定有用性アプローチのもとで HGB 上の債権者保護を後退させているのではないかといった点にあった¹³⁾。これを受けて2003年3月に開催された DSR 第63回会議において、概念フレームワークの非採択が決定され、概念フレームワークはガイドラインであり、効力のない表明書とされることとなった。

そのほか、年金会計、概念フレームワーク、収益認識といった DRSC でペンディングしたテーマが EFRAG において取り上げられ¹⁴⁾、EU レベルで再び議論されている点も見逃すことができない。

4. 企業の対応

IFRS 導入に伴うドイツの制度的枠組みの変化を引き起こす契機となったのは、1993年10月の Daimler-Benz 社による NYSE への上場であった。Daimler-Benz 社によるドイツ企業として初めての NYSE 上場は、企業行動の変化のみならず制度変化をも引き起こし、ドイツおよび EU の会計の歴史における転換点となったのである。それは、Daimler-Benz 社が、HGB 準拠の財務諸表の承認を求める SEC との交渉に挫折したこと、NYSE 上場に際して第2次世界大戦後初の損失を計上したこと (US-GAAP 準拠)、HGB 準拠で6億1,500万ドイツマルクの利益を計上した一方で US-GAAP 準拠への調整後には18億3,900万ドイツマルクの損失を計上したことなどにより、様々な利害関係者に大きな衝撃を与えたためである¹⁵⁾。

その後1994年以降、Bayer 社、Heidelberg Zement 社、Hoechst 社、Schering 社などが IAS 準拠の連結財務諸表を自発的に作成しはじめたほか、Deutsche Telekom

社などがNYSE上場に伴いUS-GAAP準拠の連結財務諸表を作成したことから、ドイツ大企業によるIASまたはUS-GAAP（以下、IAS/US-GAAPとする）の採用が相次いだ。¹⁶⁾その背景には、Daimler-Benz社のNYSE上場を契機として、「グローバル企業にはグローバルな会計基準が必要である」(Liener [1992]) といった共通認識がドイツ大企業に広がり、IAS/US-GAAPの必要性が急速に高まったことが挙げられる。具体的には、Glaum [2000] の調査に示されているように、「HGB準拠の連結財務諸表の作成はドイツ株式の国際的需要という点から障害となっている」、「HGB準拠の連結財務諸表はUS-GAAP準拠の連結財務諸表よりも情報価値が低い」などと広く考えられるようになったのである。¹⁷⁾

1997年になると上場会社にIAS/US-GAAPの採用を義務付けるベンチャー市場Neuer Marktが開設され、その後新規株式公開ブームが到来したこと、さらには2000年以降SMAX企業に対してもIAS/US-GAAPが義務づけられるようになったことから¹⁸⁾、結果としてIAS/US-GAAP採用企業も増加した。また、1998年以降連結財務諸表におけるIAS/US-GAAP準拠が制度的に認められ、その適用範囲が拡大したことから、上場会社を中心としてIAS/US-GAAP採用の動きが進行した。このようにドイツにおいてはIAS/US-GAAP導入への制度的対応が比較的早く行われたために、1999年にはすでに約200社のドイツ企業がIAS/US-GAAPを採用していた。¹⁹⁾さらに、2003年には、FTSEurofirst 300に入るドイツ大企業の67%がIFRSを、23%がUS-GAAPを採用しており、HGBを採用する企業は10%しかないという状況となる(Higson and

Sproue [2005], pp. 1-3)。2005年以降上場会社および上場申請会社に対して連結財務諸表におけるIFRS準拠が義務化されたが、ドイツにおける適用対象企業は約650社程度と見られる。²⁰⁾

ここにおいて、企業の対応を対象企業と対象財務諸表という点でみると、IFRS導入に際するコンフリクトが明らかになる。近年、中小企業に対するIFRS適用に関して、企業をはじめとする多くの利害関係者が積極的対応を行うようになってきた。例えば、中小企業のIFRS導入に関するPWCおよびDIHKによるアンケート調査では、ドイツの中小企業の58%はすでに準備ができていますが、全体の79%は適用したくないと回答した(PWC/DIHK [2005])。これらの企業は、とりわけ金融商品に関するIFRSが複雑すぎるといったことを主な理由としている。また、DIHK, BankenverbandおよびBDIは共同でポジション・ペーパー「IFRS準拠の国際会計」(DIHK/Bankenverband/BDI [2006])を公表し、中小企業に対するIFRS適用に消極的な姿勢を表明した。これらのドイツ産業界の意見はDRSC [2008 c]へと反映され、継続して議論されている。

また、採用基準の連単分離の傾向が企業レベルで見られることは大変興味深い。NYSE上場企業9社について個別および連結財務諸表の準拠基準を調査してみると、IFRS準拠の個別財務諸表の公告が認められているにもかかわらず、個別はHGB準拠、連結はIFRS準拠という連単分離の開示が選択され、HGB準拠の個別財務諸表が公告されているのである。このように、公告に限定されてはいるが制度的に連単分離・非分離の選択権が与えられてもなお、企業側ではNYSE上場企業でさえ連単分離を選択する

傾向が明白に見られる点は注目すべきである。

5. おわりに

本稿で検討してきたように、1990年代後半以降のドイツ会計制度改革のなかで、政府、会計基準設定主体、企業は、独自の戦略をもちながらIFRS導入に対して積極的または消極的対応を行ってきた。ドイツ大企業がグローバル・プレイヤーとしてグローバルな基準を必要とし、IFRSを早期適用したために、ドイツ政府も他国に比して早い段階でIFRS導入を決定した。ここにおいて、ドイツ政府は、選択できる会計基準、適用対象企業、適用財務諸表を必要に応じて変化させ、IFRS導入に対して弾力的対応を行いつつも、一連の会計制度改革を通じて首尾一貫した立場を採り、HGBにおける分配可能利益計算および課税所得計算の機能を維持したままで、情報提供機能を持つ基準としてIFRSを導入しているのである。この機能別導入が、ドイツ会計制度改革の本質的特徴であるとともに、ドイツのIFRS導入の論理であるといえよう。

翻って、日本についてみれば、シングル・スタンダードかダブル・スタンダードか、連結のみか個別もか、上場企業のみか非上場企業もか、強制か任意かといった輻輳的な二者択一問題に加えて、IFRSをどのような論理をもって導入し、自国基準とIFRSとの相違をどの程度まで縮小できるのか、さらには相違の残る部分についてどのような論理的説明を行うかといった問いに、早急にまた体系的に答える必要があるのである。

また、ドイツの会計制度改革においては、ドイツ会計の伝統的特徴をもつ会計領域、例えば、収益認識、負債と資本の区分、概念フ

レームワーク、中小企業においてコンフリクトが生じている。これらのコンフリクト解消のために、ドイツ政府は継続的にHGBとIFRSの相違を減少させるための会計制度改革を行っており、また、会計基準設定主体であるDRSCはドイツの見解を国際的に反映させるためにEUレベルで重要な役割を果たそうと試みている。さらに、ドイツ企業、とりわけ産業界は、ポジション・ペーパーの公表などによって立場を表明し、意見発信を行っている。ドイツにおいて政府、会計基準設定主体、企業に関する様々なアクターの活動が相互関連している点は注目に値するものであり、日本においてもこういったアクター間の協力体制の構築が望まれる。また、われわれ学者がそこにおいて学界の果たすことのできる役割を模索する必要もある。

このように、本稿で取り上げたドイツの事例は、IFRS導入を検討する日本のような国々にとって多くのインプリケーションを含むものである。

【注】

- 1) 利害関係者としては、そのほか財務情報の利用者、監査人、学者などが考えられるが、本稿では紙幅の関係上、政府、会計基準設定主体、企業との関係性のなかでこれらの利害関係者を取り扱っている。
- 2) 政府は本稿で取り上げた会計基準の作成に関する制度改革だけでなく、会計基準執行に対する制度改革もあわせて積極的に行ってきた。詳しくは、佐藤 [2007] を参照。
- 3) 正確には、「証券取引法第2条第5項の意味での組織市場を親会社もしくはその子会社によって発行された証券取引法第2条第2項第1文の意味での有価証券を通じて必要とする企業」。具体的には、Zwirner [2002], S. 92 を参照。
- 4) 例えば、Moxter [1984], S. 109, IDW [2005], S. 9, そのほかWendlandt/Knorr

- [2005] も参照のこと。
- 5) 詳しくは, Fülbier/Gassen [2007], 木下 [2008], 倉田 [2008]などを参照。
 - 6) このことから, ドイツが「連結先行」のコンバージェンスを行おうとしていると解釈することもできるだろう。
 - 7) 2009年前半に公布予定である。
 - 8) DRSCについて詳しくは, Paal [2001], 木下 [2007]などを参照。
 - 9) 会計基準設定主体の国際比較については, 進 [2004]を参照。
 - 10) これに引き続き, 2003年7月22日にはDSRの再編も行われた。
 - 11) この問題を取り上げた先行研究として, 木下 [2007]がある。
 - 12) SECに対しては, 外国発行体の調整表なしIFRS準拠財務諸表の受け入れに関してコメント・レターを送付した。
 - 13) 詳しくは, 木下 [2004]を参照されたい。
 - 14) EFRAGの欧州事前会計活動(PAAinE)が取り上げているテーマは, 現在, 「概念フレームワーク」(フランス主導), 「負債と資本の区分」(ドイツとEFRAGのジョイント), 「年金会計」(英国主導), 「業績報告」(スペインとEFRAGのジョイント), 「収益認識」(ドイツ主導, EFRAGのサポート)の5つである(EFRAG [2009])。
 - 15) 詳しくは, Raghavan and Sesit [1993], Radebaugh *et al.* [1995]などを参照。
 - 16) これらの例はHGBのもとで可能な限りIASに準拠する「二重準拠」方法であった(拙稿 [2000]) また, IASへの自発的採用であったことなどから「部分準拠」の問題が生じた(Street and Gray [2000])。
 - 17) ドイツ大企業によるIAS/US-GAAPの自発的採用についてはそのほかNiehus [1995]などを参照。
 - 18) ベンチャー企業による企業破綻が相次ぎ, Neuer Marktは2003年6月5日, SMAXは2003年12月31日閉鎖され, 市場セグメントは再編された。
 - 19) ドイツ企業によるIAS/US-GAAP採用に関する分析については, Leuz [2003], Dürr/Zwirner [2000], 拙稿 [2000], 戸田 [2003]などを参照。
 - 20) 2005年6月時点のドイツにおける上場内国会社は651社である(World Federation of

Exchange [2005], p. 39)。

- 21) 2009年1月時点のNYSE上場ドイツ企業は, Allianz社, Daimler社, Deutsche Bank社, Deutsche Telekom社, Fresenius Medical Care社, Infineon Technologies社, Qimonda社, SAP社, Siemens社の9社である。

【主要参考文献】

- BDI/Ernst & Young [2005] *Rechnungslegung im Umbruch – Ergebnisse einer repräsentativen Umfrage bei der deutschen Industrie*, September 2005.
- BDI/Ernst & Young [2004] *Internationale Rechnungslegung für den Mittelstand*, Dezember 2004.
- DIHK/Bankenverband/BDI [2006] *Positionspapier: Internationale Rechnungslegung nach IFRS*, Februar 2006.
- DRSC [2002] *Entwurf Grundsätze ordnungsmäßiger Rechnungslegung (Rahmenkonzept)*, 16. Oktober 2002.
- DRSC [2003] *Pressemitteilung: Standardsetter der deutschen Rechnungslegung in neuer Struktur, Internationalisierung wesentlicher Fokus bei Neuorganisation des DRSC*, 28.03. 2003.
- DRSC [2008a] *Jahresbericht 2007*, 21.04.2008.
- DRSC [2008b] <http://www.standardsetter.de/drsc/news/news.php>, August 2008.
- DRSC [2008c] *Report on the Field Tests in Germany regarding the ED-IFRS for SMEs, in cooperation with BDI and PricewaterhouseCoopers*, April 2008.
- DRSC and EFRAG [2007] *Discussion Paper, Revenue Recognition: European Contribution*, July 2007.
- DRSC and EFRAG [2008] *Discussion Paper, Distinguishing between Liabilities and Equity*, January 2008.
- Dürr, U./C. Zwirner [2002] *IAS und US-GAAP im SMAX, Betrieb und Wirtschaft*, 8/2002, S. 316-322.
- EFRAG [2009] <http://www.efrag.org/homepage.asp>, January 2009.
- FDP-Fraktion [2008] *Presseinformation Nr.*

- 1360, WOLFF : *Bilanzrechts-Reform-Inkrafttreten verschoben*, 30. Oktober 2008.
- Füllbier, R. W./J. Gassen [2007] Das Bilanzrecht-modernisierungsgesetz (BilMoG) Handelrechtliche GoB vor Neuinterpretation, *Der Betrieb*, Heft 48 vom 30.11.2007, II 60. Jahrgang, S. 2605-2612.
- Gassen, J./K. Schwedler [2008] *Attitudes towards Fair Value and Other Measurement Concepts: An Evaluation of their Decision Usefulness*, edited by Accounting Standards Committee of Germany (ASCG), Humboldt-Universität zu Berlin and the European Federation of Financial Analysts Societies (EFFAS), April 2008.
- Glaum, M. [2000] "Bridging the GAAP: the Changing Attitude of German Managers towards Anglo-American Accounting and Accounting Harmonization," *Journal of International Financial Management and Accounting*, 11 (1), 23-47.
- Higson, C. and M. Sproul [2005] "Coping with IFRS," London Business School, http://www.london.edu/assets/documents/PDF/Chris_Higson_paper_IFRS.pdf.
- IDW [2005] *Internationalisierung der Rechnungslegung im Mittelstand-Wirtschaftsprüfer begleiten mittelständische Unternehmen bei der Umstellung auf IFRS*, August 2005.
- Leuz, C. [2003] "IAS versus U.S. GAAP Information Asymmetry-Based Evidence from Germany's New Market," *Journal of Accounting Research*, 41, 445-472.
- Liener, G. [1992] Internationale Unternehmen brauchen eine globalisierte Rechnungslegung, *ZfB*, 62 (3), S. 269-292.
- Moxter, A. [1984] Bilanzlehre—Band I: Einführung in die Bilanztheorie, 3. Aufl., Gabler.
- Niehus, R. J. [1995] Zur "Internationalisierung" der Konzernabschlüsse 1994 der Bayer AG und der Schering AG, *DB*, Heft 19, S. 937-940.
- Paal, B. P. [2001] *Rechnungslegung und DRSC*, Nomos Verlagsgesellschaft.
- PriceWaterhouseCoopers/DIHK [2005] *International Financial Reporting Standards (IFRS) in Mittelständischen Unternehmen-Grundlagen, Nutzenpotenziale Umfrageergeb-nisse Umstellungsanforderungen*, Juli 2005.
- Radebaugh, L. H., G. Gebhardt and S. J. Gray [1995] "Foreign Stock Exchange Listing: A Case Study of Daimler-Benz," *Journal of International Financial Management and Accounting*, 6(2), 158-193.
- Raghavan, A. and M.R. Sesit [1993] "Financing Boom: Foreign Firms Raise More and More Money in the U.S. Markets-Privatizations Are a Factor, Many Concerns Seem Set To Agree to SEC's Rules-Today's Daimler-Benz Issue," *The Wall Street Journal*, Oct 5, 1993.
- Street, D. L. and S. J. Gray [2000] "IASs 1 Compliance Survey: Challenging Times," *Accountancy* (December), 104-106.
- Wendlandt, K./L. Knorr [2005] Das Bilanzrecht-sreformgesetz, *KoR*, 2/2005, S. 53-58.
- World Federation of Exchange [2005] *Focus*, August 2005—N 150.
- Zwirner, C. [2002] Auswirkungen des KapCoR-iLiG auf die Konzernrechnungslegung in Deutschland, *Betrieb und Wirtschaft*, 3/2002, S. 82-87.
- 木下勝一 [2004] 「ドイツの概念フレームワーク公開草案の論点—ドイツ経済検査士協会・経営経済学教授連合のコメントレターから—」『會計』第165巻第6号, 28-43頁。
- 木下勝一 [2007] 『会計規制と国家責任—ドイツ会計基準委員会の研究—』森山書店。
- 木下勝一 [2008] 「ドイツ連邦法務省の商法会計法現代化の意義—参次官草案に見るヨーロッパの代替的選択モデル—」『會計』第巻第1号, 130-143頁。
- 倉田幸路 [2008] 「コンバージェンスの会計基準への影響—ドイツの事例を参考に—」『立教経済学研究』第64巻第4号, 65-89頁。
- 佐藤誠二編著 [2007] 『EU・ドイツの会計制度改革—IAS/IFRSの承認と監視のメカニズム—』森山書店。
- 潮崎智美 [2000] 「ドイツ企業による会計基準採用・準拠政策の実態」『経済論究』(九州大学大学院), 第107号, 55-68頁。
- 潮崎智美 [2001] 「ドイツ企業によるIAS/US-GAAP採用の背景—会計および会計環境の変化を中心として—」『経済論究』(九州大学大学院), 第109号, 81-92頁。
- 潮崎智美 [2009] 「国際財務報告基準導入方法の多

- 様性」『久留米大学商学研究』第14巻第3号，91-114頁。
- 進美喜子 [2004] 「会計基準設定の法的裏づけ—会計制度の国際的収斂の可能性—」『産業経理』第64巻第1号，108-117頁。
- 高木正史 [2008] 「会計関連 EU 法のドイツへの導入とドイツ会計戦略」『国際会計研究学会年報 2007 年度』123-136頁。
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論—相違と調和—』中央経済社。
- 戸田龍介 [2004] 「ドイツにおける資本市場改革の行方—使用会計基準との関連を中心に—」『国際会計研究学会年報 2003 年度』，85-97頁。
- 【付記】本稿は，平成 20 年度文部科学省科学研究費補助金若手研究（B）の研究成果の一部である。

【略語一覧】

AG	Aktiengesellschaft	株式会社
BaFin	Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht	連邦金融監督庁
BDI	Bundesverband der Deutschen Industrie	ドイツ産業連盟
BilKoG	Bilanzkontrollgesetz	2004年会計統制法
BilMoG	Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz	会計法現代化法
BilReG	Bilanzrechtsreformgesetz	2004年会計法改革法
BiRiLiG	Bilanzrichtlinien-Gesetz	1985年会計指令法
BMF	Bundesministerium der Finanzen	連邦財務省
BMJ	Bundesministerium der Justiz	連邦法務省
Bankenverband	Bundesverband deutscher Banken	ドイツ連邦銀行連合
CNC	Conseil National de la Comptabilité	フランス国家会計審議会
DRÄS	Deutscher Rechnungslegungsänderungsstandard	ドイツ会計変更基準
DIHK	Deutscher Industrie-und Handelskammertag	ドイツ商工会議所
DPR	Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung	ドイツ会計審査委員会
DRS	Deutscher Rechnungslegungsstandard	ドイツ会計基準
DRSC	Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee	ドイツ会計基準委員会
DSR	Deutscher Standardisierungsrat	ドイツ会計基準設定審議会
EFFAS	European Federation of Financial Analysts Societies	欧州財務アナリスト協会連合会
EFRAG	European Financial Reporting Advisory Group	欧州財務報告アドバイザー・グループ
EGHGB	Einführungsgesetz zum Handelsgesetzbuch	商法典施行法
EU	European Union	欧州連合
FASB	Financial Accounting Standards Board	米国財務会計基準審議会
GoB	Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung	正規の簿記の諸原則
GoR	Grundsätze ordnungsmäßiger Rechnungslegung	正規の会計の諸原則
HGB	Handelsgesetzbuch	商法典
IAS	International Accounting Standard(s)	国際会計基準
IASB	International Accounting Standards Board	国際会計基準審議会
IASC	International Accounting Standards Committee	国際会計基準委員会
IFRS	International Financial Reporting Standard(s)	国際財務報告基準
IDW	Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e. V.	ドイツ経済監査士協会
KapAEG	Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz	1998年資本調達容易化法
KapCoRiLiG	Kapitalgesellschaften-und Co-Richtlinie-Gesetz	2000年資本金会社指令法
KonTraG	Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich	1998年統制透明性法
NYSE	New York Stock Exchange	ニューヨーク証券取引所
PAAinE	Pro-active Accounting Activities in Europe	欧州事前会計活動
PWC	PricewaterhouseCoopers	プライスウォーターハウス・クーパーズ
SEC	Securities and Exchange Commission	米国証券取引委員会
TEG	Technical Expert Group	技術専門家グループ
TransPuG	Transparenz-und Publizitätsgesetz	2003年透明性公開法
U.S. GAAP	U.S. Generally Accepted Accounting Principles	米国において一般に認められた会計原則